

第四十八回 参議院 内閣委員会 會議録 第十三号

昭和四十年三月十八日(木曜日)
午前十時四十六分開会

委員の異動

三月十六日

補欠選任
上林 忠次君

三月十七日

補欠選任
村山 道雄君

辞任

上林 忠次君

横山 フク君

林田 正治君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田 栄君

理事

栗原 祐幸君
下村 定君
伊藤 顯道君

委員

石原幹市郎君
源田 実君
村山 道雄君
森部 隆輔君
松本治一郎君
鬼木 勝利君

国務大臣

運輸大臣 松浦周太郎君
国務大臣 増原 恵吉君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局長 龍本 忠男君
職員局長 大塚 基弘君
北海道開発庁総務監理官 小熊 清君

事務局側

厚生省医務局長 尾崎 嘉徳君
運輸省鉄道監督 佐藤 光夫君
常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(看護職員の夜間勤務の問題に関する件)

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。松浦運輸大臣。

○国務大臣(松浦周太郎君) ただいま議題となりました昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十三年に廃止されました旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法による既裁定の共済年金受給者の年金につきまして、このたび、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じまして、昭和四十年改定における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案による国家公務員の共済年金

の改定と同様に年金額の引き上げを行ないますとともに、所要の整備を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げであります。まず、旧国家公務員共済組合法の規定により支給されている年金につきましては、従前と同様に、今回も、恩給法の改正措置に準じ、一律二割の年金額の引き上げを行なうこととしたしております。

また、現行の公共企業体職員等共済組合法の規定により支給されている年金につきましても、今回新たに、恩給法の改正措置に準じ、受給者の退職時の俸給について、昭和三十七年度における旧国家公務員共済組合法による年金の改定と同様の改定が行なわれたと仮定した場合の年金額を二割引き上げ、その額が既裁定年金額を上回るときは、その差額相当額の引き上げを行なうこととしたしております。

第二は、今回の改定による増加額の支給の一時停止についてであります。まず、旧国家公務員共済組合法の規定による年金受給者のうち、七十歳未満のものにつきましては、今回の恩給法の改正に準じ、受給者の年齢層に応じて、今回の改定による増加額の全部または一部の支給を三年間にわたって停止または制限する措置を講ずることとしたしております。

また、現行の公共企業体職員等共済組合法の規定による年金につきましても、現行法施行日前の期間に対応する部分については、現行法施行日の取扱いを行ない、現行法施行日以後の期間に対応する部分につきましては、国家公務員の共済年金の改定の場合と同様、支給停止の措置を講じないこととしたしております。

第三は、今回の年金額の改定に要する費用の負担についてであります。

旧国家公務員共済組合法の規定による年金額の改定に要する費用は、従前と同様に、全額公共企業体が負担することとしたしております。

また、現行の公共企業体職員等共済組合法による年金額の改定に要する費用につきましては、そのうち、現行法施行日前の期間に対応するものにつきましても、全額公共企業体が負担することとし、現行法施行日以後の期間に対応するものにつきましても、公共企業体及び組合員の負担とすることとしたしております。

第四は、現行の公共企業体職員等共済組合法の一部改正であります。現在、職員団体等に専従する組合員に対する長期給付に要する費用のうち、職員団体等は、百分の五十七・五を負担しておりますが、このうち百分の十五に相当する額につきましては、公共企業体が負担することとしたしております。

また、今回の恩給法等の一部改正によりまして軍人恩給のために抑留加算がつけられることになりましたが、これに伴う所要の調整措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、北海道開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。政府側の出席者は、増原北海道開発庁長

官、小倉総務監理官でございます。

御質疑のおありの方は、御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 北海道開発法の一部を改正する法律案に関連して、以下一、二の点について長官にお伺いしたいと思いますが、まず伺いたいのは、北海道開発法そのものについてお伺いしたいわけですが、この法律は、私がここで申し上げるまでもなく、北海道における資源の総合的な開発、そういうことを基本的な事項としてきめておるわけですが、その第二第二項を見ますと、「北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画」とここで明記しておるわけです。で、ここである「その他の資源」というのは一体どのようなものか、まずお伺いしたい。

○政府委員（小倉清君） お答え申し上げます。

開発法の第二条に、御指摘のように開発計画の範囲として書かれては、土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源、またその範囲については、政令で定める。こういう規定がございます。開発計画につきましては、すでに御承知のように、昭和二十七年から発足いたしましたいわゆる第一期の総合開発計画、それが終わりました。現在では昭和三十八年度から第二期の総合開発計画を実施中でございます。その開発計画そのものは、すでに閣議の決定を経て公にされておるわけでございます。ここに法律にあげておるわけは、「土地、水面、山林、鉱物、電力その他」と申しますと、たとえば、計画では、大きく産業の振興とそれから産業基盤の整備と二つに分かれておりますが、資源のほうといたしましては、産業の振興のほうに入ってくるわけでございます。農業、林業と水産業、鉱業、それからインダストリアルのはうの工業、それぞれの資源の開発、産業の振興ということになるわけでございます。それらを全部ひっくるめて、北海道におきます資源を開発する、かようなことになろうかと思っております。ことばどおりにとりましますと……。

○伊藤委員 いやいや、途中ですけれども、私がお伺いしていることにポイントをお答えいただきたいと思います。第一次、第二次というのは順を追ってお伺いするわけで、私がここでまずお伺いしたいのは、ここに「その他の資源」と最後に載せてあるけれども、「その他の資源」というのは、たとえばどういふものをさしておられますかというところでお伺いしたわけです。したがって、「その他の資源」というのは、これこれのものだといふことだけをお答えいただければけっこうです。全般的についてお尋ねしているわけではない。

○政府委員（小倉清君） 「その他の資源」とここに書かれているわけですね。「土地、水面、山林、鉱物、電力」これは明記されておるわけですが、具体的に、ただ「その他の資源」ということについては、ここではわれわれにはわかりませんから、大体どういふようなものがこの「その他の資源」の中に入るのか。「その他の資源」だけについてお伺いしたのです。その他のことは順を追ってまたお伺いします。

○政府委員（小倉清君） 「土地、水面、山林、鉱物、電力」というところではほゞ尽きているかと実は考えるのでございますけれども、たとえば観光資源でございます。これは土地とか水面とかに関係なしとはいいたしません。観光資源でございますとか……。

○伊藤委員 炭鉱資源というのは、鉱物というのはありますね。それに地下資源……。

○政府委員（小倉清君） 観光というのは、見る観光資源で……。

○伊藤委員 観光資源——わかりました。

○政府委員（小倉清君） あるいは広くインダストリー、これもまた土地などに関係あるわけでございます。これもまた土地などの固有のいろいろな資源を用いて工業を興すというふうなことも入ってこようかと思っております。計画全体としてはいろいろひっくるめて産業の振興というふうになっておるわけでございます。

○伊藤委員 そこでさらに伺いたいと思いますが、そこへ土地、水面、山林云々があるもので、ま

ず土地については大体わかっておりますが、水面の開発計画についてはよくわかりませんので、その概要でけっこうですが、ポイントだけをひとつ御説明いただきたいと思います。水面の開発計画についてです。

○政府委員（小倉清君） 水面の開発計画の内容でございますが、水面の中に、海面、海の関係とそれから内水の関係が湖沼、湖等の関係があるかと思っております。海面の関係は、申すまでもなく、水産資源を確保するための漁港の整備でございます。と、あるいは魚礁の設置といったような開発をしております。それから内水面につきましては、各種の養殖事業の振興あるいは観光の面での開発といったようなことが入ってこようかといふふうに考えます。

○伊藤委員 概要ですから、詳細な後ほどお伺いをするにしまして、山林の開発計画というところもあるわけでしょう。これは重点は一体どの辺に置いておるのですか。どういふところ、山林計画のうちの重点はどこかということ。

○政府委員（小倉清君） 山林の開発計画でございますが、御承知のように、北海道においては全体の土地面積に占める山林の割合が相当高いわけでございます。また、内地の山林に比べて特に北海道の山林の特徴といたしましては、人工造林の部分が少なく、天然に放置されておると申します。したがって、天然のままの山林が非常に多いわけが内地に比べて低いわけでございます。したがって、まして、山林開発の目標といたしましては、人工造林を積極的にやってみようとして、生産力を高めていくことが一つでございます。それからもう一点は、山林の産業という点になります。

と、素材を運び出す林道がどうしても必要になると思っております。これまた北海道においては内地に比べて林道網の整備がおくれているわけでございます。でありますので、どうしても奥のほうにある奥地の山林の開発が進まないといふこともございします。そこで、山林を積極的に設置していくあるいは

改良していくということで奥のほうの山林の生産力を生かしていく、かような点に重点を置いて山林の開発を進めておるわけでございます。

○伊藤委員 次にお伺いしたいのは、鉱物資源についてですが、これはこの間大きな事故がありました。いわゆる石炭とか硫黄も相当知られておりますが、そういうものについて、おもなものについてひとつ概要を御説明いただきたいと思います。

○政府委員（小倉清君） 北海道は御承知のように、鉱物資源としては、石炭が一番ウェイトの高いものでございます。石炭の埋蔵量は、およそ全国の想定埋蔵量の半分近く北海道に埋蔵されておるといふことになっております。その他水銀でありますとかマンガンでありますとか、そういったような北海道にある程度全国の相当量産出する鉱物もございします。したがって、開発の目標を、開発の重点としては、やはり石炭の生産増加、これが一番比重が重いわけでございます。また、銅でございますとか鉛あるいは亜鉛といったような、いわゆる金属鉱業につきましても、開発の目標を立てまして、開発を促進してまいりたい。かように考えております。

○伊藤委員 いま硫黄ということには触れられませんが、全国的に見ると北海道は主要な産地になっていませんか。その点を。

○政府委員（小倉清君） 硫黄でございますが、硫黄の生産量を三十七年度の実績がございしますが、全国に対して一四％になっております。

○伊藤委員 そこで実は私、群馬ですけれども、群馬にも小串とか吾妻とか石津、白根、こういう北海道に次ぐ硫黄産地があるわけですね。西北にすね。そこに一連の帯の硫黄産地があるわけですが、そこで特にこのことではっきりしておきたいのは、この硫黄鉱山、しばしばお伺いしておるわけですが、このたびの貿易の自由化に関連して、もし貿易の自由化が進んで、硫黄にも適用されるという段階になると、アメリカから来る硫黄は一トンで大体一万円くらいで入る。それで群馬

○伊藤顯道君　私が特に硫黄を聞いたのは、総合開発資源の中に鉱物があつて、その鉱物の一つの主要なものとなつてゐる。全国的に見ても北海道は硫黄の特産地であるといふことから、やはり今後十分硫黄の自由化の問題については、いわゆる開発庁としても関心を持たざるを得ないと思うので、この点については、十分ひとつ善処されるようひとつ要望申し上げたいと思ひます。貿易の自由化はちよつと所管違ひで、開発庁の長官にこういうことを聞くことも御無理であらうとは思ふ。しかし、国の総合開発計画の主要なものの一分野は硫黄だということになると、やはり十分検討もし、対策も講じていただく必要があらうと思う、開発庁として。

です。それは抽象的にいま御説明いただいたのですが、たとえば具体的にあげるとどんなようなことですか。

○政府委員（小熊清君） 地下資源開発株式会社では毎年度当初にその年度の事業計画を立てます。また、資金計画を立てることになっております。それからまた、四半期ごとと同じような計画を立てます。その計画について、何と申しますか、計画を出してもらいましてこれを審査をいたす、また、地下資源開発株式会社の業務について定期的に報告を受けまして、その内容について審査をして必要な措置をとるといったようなことを常時やっておるわけであります。

○伊藤顯道君 次に、資源の有力な一つである電

後のことはわからぬわけですが、過去の実績についてその概要を御説明いただきたい。せっかく、こう意見を申し出ることができる。」と民主的にきめてあるわけですから、ただ表面だけであつては相ならぬわけですね。

○政府委員（小熊清君）　ここに「関係地方公共団体」とありますのは、具体的には北海道になるわけでございます。開発計画に関して意見を申し出ることができる実際の具体的なこれまでの実績といたしましては、いわゆる第一期の開発計画を策定する際と、それから現在進行しております第二期の総合開発計画を策定する際、いずれも北海道のほうから意見の申し出がございました。実際の計画の策定の段階では、もちろん北海道に關す

うですが、大体どの程度に つとめておるのか。また、任期についてはどうなっておるのか。これらのことについて、一つ一つお答えいただきたい。

○政府委員（小熊清君） 法律に規定しております開発庁に参与を十人以内を置く、現在の参与の数は十人でございます。参与をお願いしている方の身分は関係行政機関の事務次官でございます。また、ここに庁務に参与させるということになっておりますが、開発庁の平常業務に一々お願いするということとはございません。開発計画を立てるといったような大きな問題のときに、お知恵を拝借するということにはいたしております。また、非常勤ということになっておりますが、いま御説明申し上げましたように、平常はこちらのほうに

でございます。

それから任期については、法律上規定はございませんが、いままでの実行では、各省の事務次官が御更迭になりました際には、新しい事務次官にまた参予をお願いするというふうにやっております。

○伊藤道雄 そうですと、関係機関の職員というのは、名実ともに関係各省庁の事務次官に固定されている、そういうことですか。それがはっきりすると、任期の問題とか、その他も当然解明されるわけですが。

○政府委員(小澤清君) この法律を形式的に読みます限りは、必ずしも事務次官に限ることはいないというふうに思いますけれども、法律が制定以来の実行は、各省の事務次官だけに限っております。しているわけでございます。

○伊藤道雄 次に、北海道開発庁の眼目である北海道総合開発計画について、その分野からお伺いをいたしたいと思います。

この開発計画は、現在三十八年度から四十五年度にわたる第二期計画を実施中であるようですが、そこで、お伺いしたいのは、第一期計画の達成状況は一体どうであったか。これは過去のことです。それから、これであったというところはもうわかりでしようから。

○国務大臣(増原忠吉君) 第一期総合開発計画の実績と申し上げますが、を申し上げますと、御承知のように、二十七年からの十一年、これを第一次と第二次に分けておるわけでございます。第一次を前期、第二次を後期、合わせて十年でございます。三十七年度で終了をいたしましたわけでございますが、この計画、第一次では、産業振興の基盤となる基礎施設の整備に重点を置きました。第二次のほうでは、引き続き産業基盤の拡充強化をはかるとともに、各種産業を積極的に開発振興するというところに重点を置いてまいりましたわけでございます。この間は、第一次の五カ年計画は、いろいろの事情によりまして北海道開発審議会の答申を経たのみで、固ないし行政全体の計画としては

確定するということなしに実施をしてきた事情などもありまして、開発事業費の国費投入額の計画に対する遂行率が約六〇％、計画に対して約六〇％、まあ不成績でございます。主要開発目標につきましても、乳牛、耕地、電力はまあまあという目標に達しましたが、その他の、主食、水産、人口は、その半ばを達成した程度ということで、成績は良好とはいえないものでございます。

第二次五カ年計画は、一次の経験にかんがみまして、計画の精度を高めるとともに、閣議決定を経て、政府の計画として確定したのでござい。ます。それで、開発事業費の国費投入額はほぼ計画の額に達しました。主要目標につきましても、林業、水産、電力、工業生産額、農業生産額は、いずれも目標を越えて伸張をし、このような生産の拡大に伴いまして、生産所得も計画目標を若干上回って成長を見、おおむね所期の目標を達成したのでございます。したがって、十年の第一期計画におきましては、一応北海道を所期の開発段階に引き上げることができまして、御承知のように、いま三十八年度からの自立的北海道の発展という目標で、第二期計画を実施いたしております。

まあ第一期計画は、一次は不成績、二次はほぼ目標を達成した。一期全体としては、一応基盤整備の目標は達成した、こういう状況でございます。

○伊藤道雄 私がいまお伺いしたのは、第一期計画の達成事業はどうであったかとお伺いしたわけですが、御丁寧に二期計画にもわたって、いま御説明があったわけですが、第二期計画については、以下順を追うてお伺いしたいと思います。

そこで、部門によつては相当のそごもあったというところ、いま御指摘があったわけですが、そのようなかごが生じたおもしろい理由、一体どのようなものであったか、その点を御指摘いただきたい。○政府委員(小澤清君) 第一期計画は前半と後半とございまして、前半のほうは、おしなべて実はあまり成功とは言えなかったのです。第一期計画

の後半期、これがまあ三十七年度まで、このほうは、ただいま長官お答えになりましたように、全体としてはまあまあいい感じだと思っております。ただその中で、主要開発目標の中で計画以上に上回ったものもございまして、計画に及ばなかったものもございまして、最も計画に及ばなかったのは水産の生産額、これは計画に対して八三％という生産額にとどまった。それから林業生産額、鉱業というのはいまインダストリーでございます。これが九〇％にとどまった。そのほかの農業は、これは林業、インダストリー、これは、生産額は計画を上回っております。計画を下回った水産、鉱業については私も反省いたしましたわけでございますが、水産につきましては、北海道の水産資源が変化をいたしましたサケとかマスといったような値の張る魚の漁獲高が目標を下回った。したがって、水揚げ高としてはそれほど計画を下回ること、相当下回るといふことはなかったわけですが、これも、水産額という金額の面からは値段の張る魚が減ったということと計画に及ばなかった、こういうこととあったかと思っております。それからインダストリーのほうはやや計画に及ばなかったわけですが、これはインダストリーの中の一、二番比重大い石炭がちょうど計画期間中に石炭、石油等のいわゆるエネルギー消費の構造が変わってきているというふうなことで、石炭の生産の伸びが計画に見込んだほどいかなかったということがあったかというふうな反省しているわけでございます。

○伊藤道雄 計画と実績についてそごが生じたことについては、いま上回るものもあるし、大体においてまあまあという程度であったと長官からも御説明あったのであります。大要はわかったわけですが、ただそういう計画と実績と必ずしもびつたり計画どおりいかなかったのは、いま石炭については御指摘があったようにでございます。それぞの部門でもあった理由がそれぞれあったのではなからうか。計画が無理であったとかあるいは天災にあったとかいろいろの原因があつて計画どおりいかなかった。したがって、部門別におもだった理由をひとつ概要だけあげて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小澤清君) 生産目標に対する実績という点ではただいま農業と林業とそれからインダストリー、これは大体生産目標を上回ったというふうに申し上げましたが、したがって、たとえば農業なら農業の中の米等については目標を二割ほど上回っております。ただ耕地面積の増加でございますが、これは九四％程度でございます。若干計画を下回っているわけでございます。これはいろいろの事情があると思ひますが、米の何と云いますか、生産性が非常に品種の改良等が高くなりました。ヘクタール当たりの米の収量が相当上がつてくるというふうなこともございまして、むしろ米のそういうような反収の増というほうに相当の力が注がれて耕地のほうは一〇〇％を若干割つたというふうな結果になったかと思ひます。それからインダストリーのほうは、主要な指標としては実はただいま手元に石炭しか持ち合わせておりません。また、石炭がインダストリー全体の生産額を、計画を下回らせただけで大きな原因になっていふというふうな承知をしております。それからインダストリーのほうは、全体としても上回っておりますし、また、たとえば鉄鋼、洋紙、セメントといったようなものもそれぞれ上回って実績をあげたわけでございます。それから水産につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、それぞれの魚別に生産目標を達したわけでございます。で、一々の魚についていいますとここに資料を持っておりますけれども、全体として上がらなかったのは、やはり値段の高いサケとかマスなにかが減つてしまつたということが一番大きかったというふうに見えております。生産目標に対するそれぞれの実績、その内訳は申し上げたとおりでございますが、それから電力、これは生産目標に対して三割ばかり上回って開発されております。それからそのような各生産分野をひくくして生

ではないか、こういう感じがするのですが、この臨調の意見に対しまして、開発庁のほうではこれ

でいいのだ、このままでいいのだ、こう言っているのです。長官は開発庁長官であると同時に行管の長官でもあるので、臨調のほうの答申をどう思うのか、開発庁のほうの意見、これに対する反対意見をどう思うのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思う。

○国務大臣(増原恵吉君) まことに核心に触れたお尋ねをいただきました、まあ北海道開発庁というのは、法律に書いてありますように、国民経済の復興、人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立して、これを推進、実施をするという役目を持っておるわけでございます。それで、国のやります、まあいまだ言えれば公共投資、先行投資、基礎造成というふうなことをやるというのが役目でございますが、御承知のように、現在この仕事は建設、農林、厚生その他の各省が、そういう意味では縦割りで仕事を持っておって、北海道というものの総合開発をやるという形の総合的な視野というものに、まあ見ようによつては欠けるところがあるというところで、北海道というものをそういうふうな総合的に、まあ近ごろのことばで言えば横割り式にひとつ総合的に開発計画というものを立ていく必要がある——国の立場で言う——ということ、開発庁が設けられたわけでございます。やはり考え方としてはひとつしごとくともなものであり、その存在理由があるものである。その場合に御指摘のように、権限が十分でないではないかという御指摘は、これは観点によつてまことにそのとおりでございます。しかし、たとえば、いま臨時行政調査会の答申で検討をいたしております首都圏庁というふうなものを設置することについて考えてみますると、これもやはり首都圏庁というものは都と近隣の七県ぐらゐを考へるべきであらうというところで、関東全体、山梨を加えたというふうなものに大体考へられておる地域で、やはり建設、運輸、農林、厚生その他の縦割りでものが考へられておったのではないし、また、小さく都府県単位で考へられてもいかぬということで、国のや

りますることを横割りで大きく総合的にやろうというところで考へてみますと、そういう考え方自身、おそろくどなたも反対がない。しかし、そのでまする首都圏庁にどういう権限を与えるかというところになりますと、たいへん事がめんどうで、いまだに成案を得られない。それに比べますと、この北海道開発庁は相当の権限を持っておる。第一、予算は北海道開発庁として一括して計上する。首都圏庁にはそういうことをやろうとしても、まあ各省がたいへん抵抗をするといひますか、これには賛成をしない。北海道では現にそれができておる。首都圏庁では事務局というものはごく小さいものができようという考え方ですが、北海道では開発局という一万数千を持っておる。実施機関が開発庁の支分部局としてあるということですから、そういう意味では現実的にはなかなか大きい権限を持っておるということでございます。しかし、それでも御指摘になった条文にありまするように、十二条の二項でありましたか、その建設、農林等のおれば、一度もらつて北海道開発庁に掲げた予算を各省に移しかえて、各省で実施をする。したがつて、その仕事をやる開発局の指揮権限も、指揮するの各省大臣がやるということになつておるわけで、これは総合的にやりますることを徹底すれば開発庁長官にやらせるべきであるという意見が当然出ますが、現在の状態ではなかなか各省がそれを承知しないというところ、こういう形になつたわけでございます。したがつて、これを基本的に考へまして、臨時行政調査会の答申は御承知のところでございますが、全体答申を出す前に、当時のいろいろな事情に基づいて首都圏庁というものを考へてくれろ、これについての答申を出してくれろという政府の要望がありまして、首都圏庁というものの答申を出した。これはやはり予算一括計上というものを一つの柱にしております、北海道開発庁に似たような——北海道開発庁ほど強いものではないのです——が、似たようなものを出してきた。ところが、全体の答申が出てきますと、これは首都圏庁とい

うふうなものをいつまでも置くというのではなくて、総合開発庁——現在その一部の事務を経済企画庁でやっておりますものを、総合開発庁として新しい内閣府の中に設けて、日本全国を、各省の縦割りでなしにそういう意味では総合的な横割り式な考え方、しかも全国を統一して総合開発を考へる。したがつて、北海道開発庁もやめたほうがいいだらうし、首都圏庁もその時期にはなくなすべきものであらう、近畿圏整備も特別のものでなくなる。総合開発庁で、全体を総合的な見地で開発計画を立てて推進をしていくという、まあ答申が出たわけでありまして。そういう意味で、臨時行政調査会の答申は元來総合開発庁という形にまとまつておりますが、これができまする前に、国土省といひますか、そういうような考え方が第一案であつて、第二案に総合開発庁というものがある、理想的に一応考へると、国土省的なものがいいが、なかなか現実的に実行困難であらうから、総合開発庁という考え方としてはどうかというふうなことでございまして。これは臨調の答申尊重ということが、政府としてはたてまつてございまして、具体的なにはもう少し掘り下げて考へて、まだいまいけないという問題でして、したがつて、まだいまいだ総合開発庁の具体化に着手をするという段階に至つておらぬわけであります。そういうことで、現在各省に、臨調答申についての関係ある各省の所見ということで意見を求めまして、まあ、私は行管長官として、そういう手順をとりますと、北海道開発庁としてはこれに答申をする論議を開発庁でやっておりますが、いま直ちに開発庁をやめて、総合開発庁というふうな形でこれを統括してもらふことは、第二期計画進行中の北海道の開発、あるいは国の先行投資を適切にやる上には適当と思われなから、北海道開発庁を存置してもらいたいという、これは開発庁の意見として出しているわけで、これはもう少し検討を政府としてもさしていただかないと、直ちに総合開発庁をよしとするというふうには、まだまだ十分には割り切れていない問題である。した

がつて、この北海道開発庁の、最初に御指摘になった権限の問題は、何としても、いまの国家行政の割り方の中では、縦割り行政の中へ若干横割りを持ち込んだということ、理論としては一貫されておらぬわけですから、不十分な点は確かにあると思ひますが、現行の各省縦割り行政の中で、こうした北海道開発庁という程度の権限を持ったものでできていることは、確かにこれは北海道開発のために非常にいいことで、これを存置していきたいというふうな考へるわけであります。

○源田実君 これは農林省にお伺いすべき性質のものかとも思うのですが、やはり北海道開発庁でどういふぐあひにお考へになつてゐるか、その点をお伺いしたいと思ひます。先ほど伊藤議員の御質問の開発計画の中のその他のところに観光というところを、たとえば、というふうなお話があったのですが、これにまあ観光そのものにも若干関係があると思ひます。と申しますのは、北海道ぐらゐ日本の中で天然の生物が豊富であつて、これぐらゐ自然の美を持てるところは、日本じゅうにない、野鳥のごときはたしかほとんど日本全国の中の半数以上が北海道にいて、日本内地にはないような動物も北海道にはいる。そうしてそれがこの自然の中にとけ込んで、人間に對しては一つのやわらかな情緒を与へるというふうなことがあると思ひます。近年になつて非常に近代文明が発達するとともに、自然のそういういわゆる野鳥なり野生の動物なり、そういうものが人間によつて駆逐されてだんだんいま減りつつある。これは人間の生活に必要なからさういふぐあひにいくのかもしれないのですが、大体地球上の生物というのは自然の摂理に従つて一定安定した形をとるようになつて動いてきたと思ひます。いまそれを、近代文明とともに人類というのが出てきて——少し話が横にいくのですが、人類が出てきてその自然をどんどんこわしていきつつある結果は、あるいは人類がやつた罪を人類が自分で負わなければならないやうなことになるか

人事院並びに厚生省、それその立場から御答弁いただきます。

私からここで申し上げるまでもなく、労働基準法では、女子の深夜業は一般に禁止しているわけであります。ただ、看護婦とか電話交換手等については、職務の特殊性から、適用除外とされているわけでありますけれども、その適用除外をいふこととして、現在夜間勤務、いわゆる深夜業は、野放し状態になっていることは、きわめて遺憾だと指摘せざるを得ないわけでは、これは申し上げるまでもなく、女子の労働条件とか、人権の保護、こういう立場からきわめて不当な状態がいま続けられているというのを申し上げなければならぬと思うのです。このことについて、どのように一体お考えになっているのか、この点をひとつ、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 全体の心がまえとして、まさに、ただいま伊藤委員おっしゃったとおりであります。しかも、実態を見ますというのと、相当われわれとして気がかりな面があるというところとも、これは否定すべからざる事実であると思ひます。そういうこともございまして、看護婦さん、がもちろん一番当面の問題になりますけれども、それ以外にも深夜業の方もおられますが、そういう人たちが、ことに、看護婦さんを中心にして、私どもはぜひひとつ人事院みずからその実態を把握してみたいということで、非常に乏しい予算と乏しい人員ではありますけれども、これをさきまして一昨年の暮れから昨年にかけまして、相当病院にに向いて一緒に徹夜をしてみたりというようなことで、実態の把握につとめてまいったわけですから、これはお話に出るかもしれませんが、三十八年ですか、措置要求もございました。それにも関連して公平局、それから人事院の職員局——職員局は一般の職員の勤務条件という面からであります。これがほとんど共同作業として、それらの実地調査をやりまして、その結果、目下取りまとめ中でありますして、近く結論といえますか、取りまとめた結果が出るというふうに考えて

○政府委員(尾崎嘉麿君)　まず月に何回という計算の方法が看護体制が大体一週間くらいのリズムでつくってありますので、その夜勤の關係が月の初めと月の終わりへかかってきたりしますと数が多くなったりするというのが、月によってかなり各人に動搖があるというのが事実のようでございまして、ある月は平均九回が十二、三回というようないふふもあり得ると思いますが、これのみで毎日毎日が全部同じようにいくわけではなくて、そういうふうないふふいろ看護の体系が動いていることをひとつお考え願って、あまり全部が機械的に平均にいくものではないということを御理解願いたいと思うのです。それはそれといたしまして、われわれもできるだけ夜勤にいきまします数を平均して少なくするということにつきましては努力いたしますが、現在の看護婦さん、准看護婦さんの数、その方々の看護單位として守っておられる、責任を持つていらっしゃるベツドの数と、それに対しての人数というふうなところから、最高六回に押えて、特にそれも深夜、準夜おのおの二人ずつつけるというふうなことは現在の看護婦さんの数字では不可能ではなからうか、こういうふうに思ひまして、われわれとしましては、その看護單位を適正化する

ということ、必要などころには二人夜勤をするというふうな方法も考えながら、できるだけ平均して看護をやっていく、勤務をしてもらうように、こういうふうなことで努力をしているわけでございます。

○伊藤道雄君 もちろん、たとえば九・四の平均を月六回と規制した場合に、現状ではなかなかできない。これは後ほど指摘する問題であって、これは当然看護婦の定員増をはからなければいけません。厚生省は看護婦の定員増にどのように取り組んでいるか。非常に問題が大きいわけです。これは後ほど伺いますとして、さて、人事院の公平局の調査でも、先ほど申し上げましたように、一人での夜勤が七一％も占めているということ、それから看護婦の勤務というのは、御指摘もありましたように、三交代を中心にして夜間一人で勤務しているのが現状であるわけです。夜勤の病床単位の平均患者数は、五三・七、もし間違いがあったら御指摘いただきたいのですが、大体五三・七と承知しているわけです。これを一人で夜勤し、看護をするという状態になるわけで、このような状態が女子としての人権上の問題だけでなく、さらには看護、医療からいろいろな支障を起すのではなからうかと危惧されるわけです。この点はいかがですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) お話のように、いろいろ看護の単位が大きさがまちまちでございますが、国立病院、国立療養所のベッド数全体の平均、ここにちょっと持っておりますが、五三・七というお話は、大体そういうところだろうと思っております。病院のほうがどちらかというと単位が少なく、療養所の方が大きいというふうに考えております。これは平均してのお話でございます。その看護体制におきまして、いろいろたとえば手術直後の患者さんを入れておるといふふうな病棟はきわめて仕事が大変でございます。深夜でも準夜でもあるいは二人でも足らないというふうなところもございまして、しかし、病棟によりまして、もうほとんど回復期の患者さん

をおもに集めておりますようなところは、私たちが行って調べてみましても、深夜にほとんど一回、二回で、看護の活動というふうなものも少ないというふうなところもございまして、そういうふうなところに機械的に全部二人もつけて残しておかねばならないかというふうな点は、看護婦さんの数の十分でない今日におきまして、われわれとしては慎重に考えなければならぬと思っております。ただ一人だけの看護婦さんをそういうふうな点でまわしておいていかというふうな問題、これにつきましては、病院全体の看護体制をいたしましてお互いの連絡を密にする、連絡をよくする、また、夜勤の婦長がその中心になっておる、こういうふうなことで、できるだけ危険等の起こらないように、また、患者さんに事故が起こりませんでした場合は、すぐほかのほうから応援が出るようにというふうな態勢をとるようにならねばならぬ指導しておるのでございまして、いろいろまだ十分でない点があるかと思っておりますが、さらに一その改善をしていきたいと思います。

○伊藤道雄君 どうも御説明では納得できないのですが、たとえば連絡を密にするといっても、これは例外中の例外であって、精神科病棟なんかは、病棟ごとにかぎを締めてあるんですから、病棟と病棟の間は全然連絡ができません。したがって、いま御説明のことでは当てはまらない。それから、夜勤の看護婦さんが一人だから、一回に一人ずつ急患が出てくれればいいんですけれども、病状はそうはいかない。夜勤の看護婦さんが一人だったからといって、こちらで病状が変化した、こちらにもあったという場合にどうするか、こういう場合も出てくるわけです。

そこで、結局、実例から申し上げると、数年前に国立相模原病院で夜中に赤ちゃんが焼死したという事件があったわけですね。これは現実の姿です。それから昨年の二月五日の人事院公平局の——これは職員局にも関係があると思いますが、その調

査官の方が国立中野療養所の夜勤に立ち会った際に、病棟の中で略患者が発生したと、夜勤者が引一人でもどうにも手が足りないもので、準夜勤者が引き続いて深夜業を臨時に命ぜられた、それを通算すると実に十七時間ぶっ通しで夜勤するという事態が出てきた。これはまあ一つ二つの事例ですけども、先ほどの御説明のようなことではこういう事態には対応できないわけです。こういう事態が起きた場合にはどうにも手がつけられぬ。そういう状態は、これはほんの二つの例で申し上げても、全国的に見ると相当こういう問題が頻出し

ておるに違いない。これをこのまま許されるものか。これは看護婦さん自体にも実に過酷な深夜業の労働がある、こう思うんですが、患者の面からこれはゆゆしい問題だと思っております。この相模原病院の事例なんかも、早く気づいたら赤ちゃんも焼死したんで済んだであらう、せいぜいやけどぐらいで済んだであらうけれども、事ほどさように看護婦さんの手が足りない、こういう一つの事例にならうと思っております。これは、毎日こういうことが繰り返されるとはあえて申し上げません。しかし、こういうのはそうひんぱんにはないんだからいいということは言えないと思うんです。たとえ一年に一回でも二回でも、こういうことはあらかじめ防げることを、あえて予算等のために看護婦さんを結局定員を減らすというところは経済問題です。人間の命は地球の重さより重たいと言われておりますけれども、結局、この地球の重さよりも重たいという人間の命が、それよりも経済が優先的に考えられておる。これがいまの医療政策ではなからうかと思っております。根本

はそういうことではならぬと思うんです。やはり看護婦さんの夜勤——どうも人が足りない。これは先ほども御指摘になったように、結局看護婦さんをふやせばいいんですよ。そうすれば九・四の平均の夜勤日数を私は、たとえば方向として指摘したように月六日ぐらいにできるわけです。看護婦さんが多ければ、少なければ少ないほどその頻度は上がっていくわけですね。こういう点からお

伺いしておるわけなんです。この点をひとつ解明していただきたい。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 私、先ほど申しましたように、夜、看護の関係の必要度の多いところには一人ではなく二人の看護婦を置く、こういうふうな方針で、まあ必要に応じてできるだけその施設におけます看護婦さんを合理的に配置をしておるわけでございますが、いまお話のございました相模原病院のことは、私の記憶に間違いなければ、あそこは小児病棟でございまして、看護婦はあそこ二人おったわけでございます。二人おりました、二人がその看護婦の勤務室におりました、未熟児を入れておりますインキュベーターはその隣の部屋があったわけでございますが、ちょうど死角になっておりましたところで、看護婦さんたちは勤務室で書類の整理等をやっておりましたとかで、気がつかなかったと、まあ機械にいていろいろ不十分な機械が使われておったというふうなところに問題があったのではないかと、逆に申し上げますと、二人おりました、こういうようなときはうまく対処ができなかった例で、はなはだ申しわけない例だと思っておりますが、それから中野のお話も、そういうことがあると思っておりますが、やはり急変のありましたような例外的なときには、多少居残り等もやってもらわねばならないかと思っておりますが、その人だけに連続して長くやってもらうというよりも、ほかの休んでおります看護婦さんを応援に出してもらおうというふうな措置も考えるべきではなかったかと、私は思います。これは時の実態をよく存じませんので、以後慎重にしたいと思います。

いずれにいたしましても、看護婦さんの数があ

げますと、病院で働いております看護婦さんが、昭和三十年末におきまして、八万四千五百七十六で、一人当たりのベットが平均いたしまして六・一ぐらいになっております。それが三十八年末には十四万七千五百六十で、六万ぐらいでありまして、七割ぐらゐの増加になっておりまして、一人当たりの平均が五・四ぐらゐになっております。だいたいこういうふうに見て看護婦さんの数はふえていくのであります。ただ昔は大体看護婦さん方が二交代制でやっておられました。三十年、三十一年ごろは二交代制でやっておられたのを、多少需給がよくなってきた——看護婦さんの数もふえたというので、たしか三十二、三年ごろだったと思いますが、三交代制に国立も切りかえた、ほかもその切りかえが進んでいるというふうなことで、また基準看護の問題とかいろいろ医療の高度化というふうな点で、看護に対する需要が増してきていくと、こういうふうなところから、看護婦の数は全体的にふえ、相対的にもふえてきて、まだまだ足りない、こういうような状態でございます。それで、われわれも一そういう数の増加、特に勤務をしてもらいます就業看護婦の増加に努力を続けていきたい、こういうふうに思っております。これが一番夜勤の一人当たりの日数を減らす根本ではないか、こういうふうな考え方です。根本ではなにか、こういうふうな考え方です。また、まあ国立なら国立だけ、自分のところだけたくさん集めればよいじゃないかという考え方よりも、日本全体の看護婦さんの数を考えて、その全体の体系として考えていきたい、こういうふうな考え方です。そういうふうな立場を御了解いただければ幸いです。

○伊藤道君 先ほどの相模原市の事例ですね。そのときは看護婦さん二人であつた、それは二人であつたかも知れぬ。人事院の調査でも、一人夜勤は七・一％である指摘しているわけですから、一人以上の夜勤は二九％である。たまたまその二九％に該当しておつたという説明にならうと思ふのです。しかし、七・一と二九ですから、だいたいパーセントは違ひわけです、たまたま二人

おつても、まあ、そういうことでさらに一つの例をあげると、宮城県石巻赤十字病院で、夜間に狂暴な患者に看護婦が殺されたという事例もあるわけですね。こういうふうな事例からして、一人夜勤は何としてでもこれは解消すべきだと思ふ。結局そのパーセンテージは逆ならいんではないかと、現に一人夜勤が七・一％あるというところは大部分ですね。どう考えても、うら若い看護婦さんが、特に精神病棟なんかでは、さつきも言ったように、かきの中で一人深夜勤務するということを考えた場合、実にこれは想像もできない過酷な事態が続けられておるということを反省させられるわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいまお話に出た大

体のことは私も承知しておるわけでありまして。いまのお話の筋もこれはまことにごもっともだと思ひます。ちょうど、ただいまお話に出たように、この措置要求の項目として、一人夜勤を廃止すると大きな項目にうたわれておるわけでありまして、ただいまここにうたわれたお話を十分に頭に入

○伊藤道君 まだお伺いすることはたくさんあるわけですが、時間の関係もございまして、から、最後に一点を両当事者にひとつお伺いして、本日このところの問題に關する私の質問は終わりたいと思ひますが、以上いろいろの視野から、特に回数に關する問題を中心として人事院並びに厚生省に當局にお伺いしたわけですが、以上総括して言へること、ここでもひとつ抜本的に一人夜勤は禁止するということ。そこで厚生省に特にお伺いしたいのは、四十床に二人以上の看護婦を配置する方向でひとつ努力いただきたい。先ほど厚生省は、看護婦さんの数はふえておるといふ御説明でございましたけれども、私はこれに對しては異論があるわけですね。そういう問題は後日に譲るとして、とにかく四十床に二名以上の看護婦をもう配置する時点ではなからうかと思ふのですが、こういう問題について、人事院と厚生省それぞれ立場からひとつお考えを、また、これに對する御決意のほどを重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) できるだけ回数減を減し、また、看護単位を小さくして一人夜勤を少なくする、これは望ましい方向で、われわれも全般的に看護婦さんをふやすことにおいて、さらには看護職員をふやすことにおいて、その方向で努力していききたいと思ひますが、お話のように、たとえば四十床に、いま一般に行なわれております基準といつたしまして、一般であれば四人に一人の看護力、結核、精神では六人に一人の看護力でございまして、たとえば結核、精神の場合に六人に一人といつたしまして、四十床では七人となりま

す。そうすると七人になりまして週休を一人のけ

○政府委員(佐藤達夫君) 基本的なこの問題について、私の私どもの理解なり、あるいは態度というものは、先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、今、先ほど申し上げたけれども述べましたように、詳しい調査をしております。これらを相勘案いたしまして、実情もよく把握した上で適切な判断を下したい、こういう気持ちでございます。

○伊藤道君 総裁に大体最後にお尋ねですが、三月終わりのめどであつたがという御説明があつたわけですが、大体おおよそその程度になりそう

ですか。その点はいづろ出されるか。

○政府委員(佐藤達夫君) 基礎的な取りまとめは大体もう完成に近づいておると、したがって、もう旬日ならずして人事院会議にそれが議題になるだろうというところまで私どもとめております。人事院会議といつても、めくら判を押すわけじゃありませんから、そう簡単に一回だけで済むかどうか、これはわかりませんけれども、まあそういう段階にいつておりますから、そんなにおくれることはございません。

○伊藤道雄君 それじゃそのことに関連して重ねてお伺いいたしますが、まあ時間の関係もございまして、きょうはこれ以上お伺いできないわけですから、きょうは問題たくさんあるわけですから、そこで次回に一括して、もうそう長くなく次回は一括してお伺いしてまいりますから、それでこちらから申し上げて、これはなるほどそうだとお考えの問題については十分御検討をいただけるかどうか。その前に結論出しちゃったから、結論出してからこちらがお伺いしても、もう変更できないということじゃ、私の委員会が貴重な時間をかけても全然意味がないわけですから、あえて具体的には申しませんが、これはもう先ほど来から前向きな姿勢で総裁は検討をするという御意図を明確にされたわけですから、そこでこの問題の問題とあえて申しませんが、私のほうでいろいろお伺いしている問題の中で、なるほどこれは取り上げてひとつ改善すべきである。そういうふうにお考えになったことについては、十分、いままでの結論が大体、方向が出ているとおっしゃいましたけれども、そういうことにあわせて、さらに改善したいので、そして、改善できるところは改善するというのでない、もう国会では一通り聞いておこう。そして、適当に答弁して、一方、向こうの判定は判定で、並行していくのじゃ全然意味はないわけですから、ここで、お伺いしたい点は、とるべき問題があれば、十分このことをも頭に置いて、最後の結論を下す。そういう方向で努力いただかないと、およそ委員会の審議が意

味がないわけですから。こういう点をほつきりさせていたでいて、私、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもが判定を下しますについては、もちろん公正に、あらゆる角度から見て御納得のいくようなものをというのを心がけてやっております。そのために、いろいろなお話を承るということも、きわめて貴重なことであります。本日この席におきましても、伊藤委員から、相当貴重な御指摘をいただいた。これは私も、また今後作業を進めま

す上において、重要な参考にして仕事に当たっていきたい。決してそのまま聞き流すという気持ちを持っておりません。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませんか。——ほかに御発言がなければ、本件の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、北海道開発法の一部を改正する法律案

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

(旧法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定)

第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十

一年法律第三十四号。以下本則において「法」という。)第三条第一項に規定する共済組合(以下「共済組合」という。)が支給する年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二十九号)第二条第一項第二号に規定する旧法(以下「旧法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)に相当する年金については、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十一年度における旧法による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第十六号。以下「法律第十六号」という。)第四条において準用する同法第三条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第四条において準用する同法第三条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金)については、同法第四条において準用する同法第三条第一項又は第二項の規定により年金額

を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金(妻、子又は孫に支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金を除く。)で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該年金を受ける者の年齢(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が当該年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢)が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年金額と従前の年金額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

月 分		年 齢 の 区 分	
昭和四十年十月分	から昭和四十一年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満
		三十分の三十(旧法の規定による廃疾年金に相当する年金)にあつては、三十分の二十	三十分の二十
昭和四十一年七月分	から昭和四十二年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満
		三十分の三十(旧法の規定による廃疾年金に相当する年金)にあつては、三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年七月分	から昭和四十三年六月分まで	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満
		三十分の三十(旧法の規定による廃疾年金に相当する年金)にあつては、三十分の十	三十分の十

4 第一項の規定により年金額を改定された妻、子又は孫に支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該年金を受ける者の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年金額と従前の年金額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

月 分	年 齢 の 区 分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十五歳未満
昭和四十年十月分から昭和四十二年十月分まで	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十二年十月分から昭和四十四年十二月分まで	三十分の十五	三十分の十五

(旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定)

第二条 共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金(以下この条において「障害年金」という。)、公務による死亡を給付事由とする年金(以下この条において「殉職年金」という。又は公務による傷病を給付事由とする年金を受け有する者の公務による死亡を給付事由とする年金(以下この条において「障害遺族年金」という。))については、昭和四十年十月分以後、その額を、法律第十六号第四條において準用する同法第三條第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第四條において準用する同法第三條第四項において準用する同法第一條第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第四條において準用する同法第三條第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき

仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例(その算定の際俸給月額に乘ずべき月数は、殉職年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乘じた月数によるものとする。))により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。)

二 殉職年金 九万二千円

三 障害遺族年金 五万五千二百円

3 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族(戦傷病者戦没者遺族等援護法昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十四條に規定する遺族(夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五條第一項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円

4 前条第二項の規定は第一項の規定による障害年金の年金額の改定の場合について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、同条第三項及び第四項の規定は第二項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

(昭和四十年九月三十日以前の退職に係る法に

よる年金の額の改定)

第三条 昭和四十年九月三十日以前に法の退職(死亡を含む。以下この項において同じ。)をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、昭和二十八年十二月三十一日において組合員に適用されていた俸給表又はこれに準ずるもの(以下この項において「昭和二十八年俸給表等」という。))がその者の退職の日まで適用されていたとしたならばその者が昭和二十八年俸給表等により受けるべきであつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給に基づき、法第十七條第一項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給(その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応する旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に

関する法律(昭和三十三年法律第二百六十六号)別表第一の仮定俸給)を法律第十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定(昭和三十九年十月一日前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十三号)による改正前の法の規定)を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項に規定する年金(減額退職年金を除く。)の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五條第一項各号に掲げる期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五條第一項各号に

掲げる期間に対応する部分の金額」と読み替へるものとする。

(端数計算)

第四条 第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるとときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

(費用の負担)

第五条 第一条及び第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。第三条の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 法附則第五條第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四條第一項並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、次条中公共企業体職員等共済組合法第六十六條の改正規定及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項第二号中「(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)」を削り、「百分の五十七・五」の下に「(専従職員及び組合に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を加え、同条第三項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第五條第一項第一号ただし書及び附則第

九条中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「同条第四項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十六条第一項第二号及び第三項第二号の規定は、附則第一条ただし書に規定する日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

第四条 公共企業体職員等共済組合法附則第四条第二項に規定する更新組合員（同法附則第二十六條第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者が再びもとの共済組合の組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。）であつた者更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。又はその遺族で、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したものが、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外して、昭和四十年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除外した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、施行日から起算して百二十日以内に、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4 第一項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第五条 更新組合員等が法律第五十五号附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第六条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第五十五号附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第四條第四項の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する

額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第四條第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

ける権利又は資格を取得したもの（前条の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

別表第一

法律第十六号別表第一の仮定俸給		仮定俸給	
七、一六七	八、六〇〇		
七、三五八	八、八三〇		
七、五三三	九、〇四〇		
七、七七五	九、三三〇		
七、九二五	九、五一〇		
八、二〇〇	九、八四〇		
八、六〇〇	一〇、三二〇		
九、〇一七	一〇、八二〇		
九、四二五	一一、三二〇		
九、八五〇	一一、八二〇		
一〇、二五八	一二、三二〇		
一〇、六七五	一二、八二〇		
一〇、九四二	一三、三二〇		
一一、二〇八	一三、八二〇		
一一、五一七	一四、三二〇		
一一、九五〇	一四、八二〇		
一二、三二五	一五、三二〇		
一二、六七五	一五、八二〇		
一二、一〇〇	一六、三二〇		
一三、五二五	一六、八二〇		
一三、九九二	一七、三二〇		
一四、四六七	一七、八二〇		
一五、〇五八	一八、三二〇		
一五、四一七	一八、八二〇		
一五、九〇〇	一九、三二〇		
一六、三六七	一九、八二〇		
一七、三〇八	二〇、三二〇		

一七、五五〇
一八、二五八
一九、二〇八
二〇、二五八
二一、七九二
二二、三〇〇
二三、〇三三
二四、四三八
二五、七〇八
二六、三三五
二七、九六七
二八、四七五
二九、八〇〇
三〇、八三三
三一、三〇八
三二、七六七
三三、六六七
三四、五五〇
三五、三二五
三六、一〇八
三七、四六七
三八、八八三
三九、六六七
四〇、六六七
四一、四五〇
四二、二二五
四三、三四二
四四、五三三
四五、八三三
四六、一五〇
四七、三一七
四八、四五〇
四九、七五〇
五〇、八〇八
五一、〇五八
五二、三五八
五三、八六七
五四、一五八
五五、三八三

二一、〇六〇
二二、九一〇
二三、〇五〇
二四、三一〇
二五、九五〇
二六、四四〇
二七、九五〇
二八、四五〇
二九、一九〇
三〇、九六〇
三一、四六〇
三二、九七〇
三三、三六〇
三四、六〇〇
三五、三七〇
三六、一二〇
三七、二〇〇
三八、二六〇
三九、三九〇
四〇、五三〇
四一、九六〇
四二、六六〇
四三、八〇〇
四四、九四〇
四五、〇七〇
四六、四一〇
四七、八四〇
四八、六〇〇
四九、三八〇
五〇、七八〇
五一、一四〇
五二、九〇〇
五三、一七〇
五四、六七〇
五五、四三〇
五六、四四〇
五七、九九〇
五八、四六〇

別表第二

六六、六六七	八〇、〇〇〇
六七、九〇〇	八一、四八〇
七八、四〇八	八四、四九〇
七九、九一七	八七、五〇〇
八〇、一五〇	八八、九八〇
八一、四三三	九〇、五二〇

別表第三

假 定 俸 給	率
五三、〇六七円以上のもの	二一・六割
四八、八〇〇円をこえ五三、〇六七円未満のもの	二二・三割
四六、六五八円をこえ四八、八〇〇円以下のもの	二三・〇割
四四、九五八円をこえ四六、六五八円以下のもの	二三・二割
三一、四五八円をこえ四四、九五八円以下のもの	二三・四割
二九、九五八円をこえ三一、四五八円以下のもの	二三・九割
二六、九五〇円をこえ二九、九五八円以下のもの	二四・五割
二二、九五〇円をこえ二六、九五〇円以下のもの	二五・二割
二一、〇五八円をこえ二二、九五〇円以下のもの	二五・七割
一九、六四二円をこえ二一、〇五八円以下のもの	二六・一割
一九、〇八三円をこえ一九、六四二円以下のもの	二七・二割
一八、五〇〇円をこえ一九、〇八三円以下のもの	二七・五割
一六、二二三円をこえ一八、五〇〇円以下のもの	二七・九割
一四、三四二円をこえ一六、二二三円以下のもの	二八・三割
一三、八一七円をこえ一四、三四二円以下のもの	二九・〇割
一三、四五〇円をこえ一三、八一七円以下のもの	二九・九割
一三、一三三円をこえ一三、四五〇円以下のもの	三〇・六割
一二、八〇八円をこえ一三、一三三円以下のもの	三〇・九割
一一、三〇八円をこえ一二、八〇八円以下のもの	三一・三割
一一、八一七円をこえ一一、三〇八円以下のもの	三二・三割
一一、八一七円以下のもの	三二・九割

障 害 の 等 級		年 金	額
一 級		三〇一、〇〇〇円	
二 級		二四四、〇〇〇円	
三 級		一九六、〇〇〇円	

四級	一四七、〇〇〇円
五級	一一四、〇〇〇円
六級	八七、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一四七、〇〇〇円」とあるのは、「一七一、五〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。